

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

訪問診療時の加算およびF局について

2014年度診療報酬改定では、歯科訪問診療時の加算の取り扱いの変更や、在宅患者かかりつけ歯科診療所加算やフッ化物歯面塗布処置(F局)が新設された。症例をもとにそれらを整理する。算定漏れの無いように、ご注意頂きたい。

患者：78歳・男性
 主訴：虫歯が気になる。歯ぐきが腫れて痛い。入れ歯があわない。
 所見：残存歯にう蝕がみられる。義歯不適合。

傷病名：21123C, 3C2, 7/4, 7/4, 7/4 義歯フテキ 7+7 義歯ハソン
 3+3 P2

| 月日 | 部位 | 療法・処置 | 点数 |
|-------|----------|--|----------|
| 5月7日 | | 初診 | / |
| | | 訪問診療1 (患者 10:00~10:25) | 866 |
| | | 在か診 | 注① +100 |
| | | 急性対応 (ポータブルエンジン) | +170 |
| | | 訪補助 (DH: 保険医花子) | 注② +110 |
| | | 特 (要介護度3) | 注③ +175 |
| | | 家族を通じ訪問診療の依頼あり。脳血管障害後遺症で硬縮し、体幹の保持ができない。体調は良好。 | / |
| | 3+3 | P基検 (結果 略) | 50 |
| | | SC | 注④ 66+33 |
| | | P基処 (H ₂ O ₂) | 注④ 10+5 |
| | 7/4, 7/4 | 歯リハ1 (有床義歯・困難) (調整内容 略) | 120 |
| | | 継続的な訪問の必要性を説明し、家族の同意を得る。 | / |
| | | 訪問診療計画: う蝕及び歯周治療、義歯調整。 | / |
| | | (迅速に訪問が可能な担当医等を文書提供) 注⑤ | / |
| 5月16日 | | 再診 | / |
| | | 訪問診療1 (10:00~10:22) | 866 |
| | | 在か診 | +100 |
| | | 急性対応 (ポータブルエンジン) | +170 |
| | | 訪補助 (DH: 保険医花子) | +110 |
| | | 特 (要介護度3) (患者の状態 略) | +175 |
| | 3+3 | P基検 (結果 略) | 25 |
| | 3 | 充形 | 126+63 |
| | | EE・EB | / |
| | | 光CR充 (OD) | 102+51 |
| | | 充填材料料 (光CR) | 29 |
| | | 居宅療養管理指導費 I (文書提供 添付) 注⑥ | 503 |
| | 21123 | F局 (DH: 保険医花子) 注⑦ | 80+40 |
| 5月26日 | | 再診 | / |
| | | 訪問診療3 (10:00~10:15) 注⑧ | +43 |
| | | 急性対応 (ポータブルエンジン) | +170 |
| | | 訪補助 (DH: 保険医花子) | +110 |
| | | 特 (要介護度3) (患者の状態 略) | +175 |
| | | 上の入れ歯が壊れたので直してほしいとのこと。義歯を預かり、午後再訪問して装着する旨を伝える。 | / |
| | 7+7 | 単imp (アルジネート) | 40+20 |
| | | BT (バイトワックス) | 280+140 |
| | | 再診 | / |
| | | 訪問診療1 (17:10~17:25) 注⑧ | 866 |
| | | 在か診 | +100 |
| | | (患者の状態 略) | / |
| | 7+7 | 床修理 (修理内容 略) | 228+114 |
| | | 装着料 | 115+58 |

《解説》

注① 在宅かかりつけ歯科診療所の施設基準の届け出を行っている場合は、訪問診療1に在宅かかりつけ歯科診療所加算 (在か診) 100点を加算できる。
 なお、在か診が算定できるのは、患者の自宅やマンションなどの集合住宅 (サービス付き高齢者向け住宅を除く) にいる患者に限られる。

注② 在宅療養支援歯科診療所 (歯援診) の歯科衛生士が、歯科医師と同行し、訪問診療中にその補助が適切に行われる体制で、実際に歯科訪問診療の補助を行った場合は、歯科訪問診療料 (1日につき) に歯科訪問診療補助加算 (訪補助) を加算できる。カルテには歯科衛生士の氏名を記載する。

注③ 著しく歯科診療が困難な場合には、歯科診療特別対応加算 (特) 175点を加算できる。カルテには患者の状態 (要介護度を含む) を記載する。

○歯科診療特別対応加算 (特) が算定できる状態

| |
|--|
| 脳性麻痺などで身体の不随意運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態 |
| 知的発達障害により開口保持ができない状態や治療の目的が理解できず治療に協力が得られない状態 |
| 重症の喘息患者で頻りに治療の中断が必要な状態 |
| 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、歯科診療に際して家族などの援助を必要とする状態 |
| 上記に準じる状態 |

注④ 歯科訪問診療料および歯科診療特別対応加算 (特) を算定した患者の治療に際して、治療を直接行う歯科医師に加え、患者の行動障害に対し開口の保持または体位、姿勢の保持を行うことを目的として、当該治療に歯科医師、歯科衛生士、看護師等が参画した場合は、処置、手術、麻酔および規定の歯冠修復・欠損補綴に50/100加算を算定できる (※下記イメージ①)。加算を算定した場合は患者の状態をカルテに記載する。

なお、歯科訪問診療料を算定した場合は、規定の処置、手術および歯冠修復・欠損補綴に対して50/100加算を加算できる (※下記イメージ②)。

○訪問診療時の50/100加算のイメージ

| ケース | 50/100加算ができる点数 |
|---|---|
| ① 歯科訪問診療料 +特 (175点) +処置・手術・麻酔・ 歯冠修復・欠損補綴 ※歯科衛生士などが参画 | 処置 手術 麻酔 すべて 歯冠修復 欠損補綴 ・充填・充形 ・KP ・う蝕無痛 ・修形・歯冠形成 ・X線加算 ・支台築造 ・支台築造印象 ・印象採得 ・咬合採得 ・TeC ・リイフ ・装着料 ・補診 ・仮床試適 ・試適 ・乳歯冠 ・義歯修理 ・歯技工 ・床裏装 ・冠修理 ・ホリヤック修理 ・小児保険装置 |
| ② 歯科訪問診療料 +特 (175点) +処置・手術・ 歯冠修復・欠損補綴 | 処置 手術 ・抜髄 ・感染根管処置 ・普通抜歯 (乳歯・前歯・臼歯に限る) ・口腔内消炎手術 (歯肉膿瘍等に限る) |
| ③ 歯科訪問診療料 +処置・手術・ 歯冠修復・欠損補綴 | 歯冠修復 欠損補綴 ・有床義歯修理 ・歯技工 |

注⑤ 歯援診の届け出をした保険医療機関は、施設基準に則り、迅速に歯科訪問診療が可能な担当医名、担当医の連絡先、診療可能日、緊急時の注意事項などを事前に患者または家族に説明し、文書提供する。

注⑥ 介護保険の一部負担金は、1円単位で徴収する。

注⑦ 歯科訪問診療料を算定し、初期の根面う蝕に罹患している在宅などでの療養患者に、歯科医師または歯科衛生士がフッ化物歯面塗布処置を行った場合、月1回を限度にフッ化物歯面塗布処置 (F局) 80点が算定できる。

2回目は3月日以降に月1回を限度に算定できる。また、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士がF局を行った場合、歯科医師はカルテに歯科衛生士の氏名を記載し、歯科衛生士は業務記録を作成する。なお、歯科衛生士が単独で訪問して行う場合は算定できない。

注⑧ 同日に同一患者に対し、複数回の訪問診療を行った場合は、その診療に要した時間を合計し、各区分の訪問診療料を算定する。合計した時間が20分以上であり、同一建物に居住する通院困難な患者1人のみに訪問した場合は訪問診療1を算定できる。

* 実態に即してご請求下さい *